每週月.水.金曜日発行



号 外

目

次

公 告

○令和2年度富山県人事行政の運営等の状況の公表

1

VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

令和2年度富山県人事行政の運営等の状況の公表

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年富山県条例第5号) 第6条の規定により、令和2年度における富山県人事行政の運営等の状況を次のと おり公表する。

令和3年9月6日

富山県知事新 八 朗 田

1 職員の任免及び職員数に関する状況

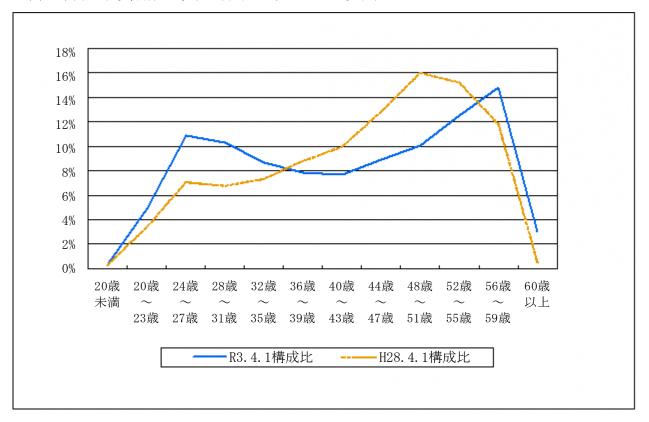
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位:人)

部門	区	分	職員	数数	対前年	主な増減理由
□ 1 1 1 1 1 1 1 1 1)J	令和2年	令和3年	増減数	土/4/00年日
	議会・企画・	・総務・ ・税務	709	710	1	
般	民生	・衛生	743	763	20	・児童相談所の体制強化に伴う増 ・新型コロナウイルス感染症対策 のための保健師の増
行	商工	・労働	262	267	5	o フィー・シャン Nr Nethino ファ日
政	農林	水産	774	762	▲ 12	
部門	土	木	722	714	▲8	道路パトロールおよび道路維持管 理業務の見直し
	小	計	3, 210	3, 216	6	(参考:人口10万人当たり職員数312人)
部特	教	育	8, 593	8, 588	▲ 5	
別行政	警	察	2, 308	2, 299	4 9	
以	小	計	10, 901	10, 887	▲ 14	(参考:人口10万人当たり職員数1,057人)
公営企業等	病	院	1, 055	1, 088	33	小児科や感染症対策等の体制の強 化に伴う増
企業	そ	の他	126	129	3	
等	小	計	1, 181 (89)	1, 217 (83)	36 (▲6)	
合		計	15, 292 (89)	15, 320 (83)	28 (▲6)	(参考:人口10万人当たり職員数1,488人)

- 注1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを 含み、臨時又は非常勤職員を除いています。
- 注2 ()内はフルタイム会計年度任用職員の数であり、外数です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



(令和3年4月1日現在の年齢別職員構成比)

	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		\sim		計									
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
型 口 火	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	56	798	1, 701	1,600	1, 391	1, 245	1, 150	1, 340	1, 471	1, 789	2, 160	619	15, 320
14tt - 15 1 1 .	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
構成比	0.4	5. 2	11. 1	10.4	9. 1	8. 1	7. 5	8.7	9.6	11. 7	14. 1	4.0	100

(3) 定員管理計画に基づく職員数の適正化

県では簡素で効率的な行政を推進するため、定員管理計画に基づき、適正な定員管理 を行っています。

① 一般行政部門

一般行政部門では、平成31年4月から令和4年4月までの3年間で定員(基準: 平成31年4月1日〔3,187人〕)を維持することを目標とする定員管理計画に基づき、 新たな行政需要に対しては、事務事業の見直し等により生み出した人員を、必要性を 厳選のうえ配置しています。

また、近年の大規模災害による県外被災地等への中長期派遣要員を確保するとともに、平時に技術職員不足傾向にある県内市町村の支援のため、上記とは別に災害派遣枠を設けており、引き続き必要な増員を図ることとしています。

令和3年9月6日 富山県報

≪定員管理計画の進捗状況:一般行政部門≫ (各年4月1日現在、単位:人)

	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年
定員管理計画 a	3, 187	3, 208	3, 210	
増減数	(基準)	+21	+2	
災害派遣枠(累計)b		2	6	
職員数(a+b)		3, 210	3, 216	

② 教育部門

教育部門では、教育委員会の教員については、削減を最小限にとどめ、教育水準の維持・向上に最大限の努力を払うこととしています。一方、教員を除く職員については、平成27年度から令和2年度までの5年間で教育委員会事務局及び学校の職員数(基準:平成27年4月1日[903人])の3.0%(27人)の削減を目標とする計画に基づき、努めてきた結果、4.2%(38人)の削減となり、目標を上回る職員数の削減を達成しました。

定員の管理については、学校現場の多忙化解消の推進を考慮し、新たな定員管理計画を策定し、令和2年4月から3年間で定員(基準:令和2年4月1日[865人])を維持することを目指しております。

≪定員管理計画の進捗状況:教育部門(教員を除く)≫(各年4月1日現在、単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
職員数	865	867		
増減数	(基準)	+2		

③ 警察部門

警察部門では、警察官を除く一般職員のうち、鑑識等の専門的業務従事者などを除く職員数については、平成28年度から令和3年度までの5年間で、職員数(基準:平成28年4月1日 [133人]) の3.0%(4人)の削減を目標とする計画に基づき、努めてきた結果、目標どおり3.0%(4人)の削減を達成しました。

≪定員管理計画の進捗状況:警察部門(警察官、専門的業務従事者等を除く)≫(各年4月1日現在、単位:人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	#
職員数	133	131	131	129	129	129	
増減数	(基準)	$\triangle 2$	± 0	$\triangle 2$	± 0	± 0	$\triangle 4$
増減率	(4 +)	△1.5%	±0%	△1.5%	±0%	±0%	△3.0%

④ 適正化の手法(令和2年度実施内容)

ア 組織の統廃合 組織再編に伴う見直し等

イ 事務事業の見直し 業務の効率化等

ウ 民間委託の推進 民間提案制度の活用等

⑤ 全部門における人員の状況(a)(b)

		H27. 4. 1	H28.4.1	H29. 4. 1	H30.4.1	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1
7	定員管理計画	3, 254	3, 229	3, 213	3, 197	3, 187	3, 208	3, 210
(a)		△ 25	△ 16	△ 16	△ 10	21	2
災害	害派遣枠(b)						2	6
	设行政部門計 a)+(b))						3, 210	3, 216
	性则行动切用	11,066	11, 029	11, 024	10, 970	10, 867	10, 901	10, 887
•	特別行政部門		△ 37	△ 5	△ 54	△ 103	34	△ 14
	教育部門	8, 798	8, 762	8, 741	8,672	8, 591	8, 593	8, 588
	教目部门		△ 36	△ 21	△ 69	△ 81	2	△ 5
	警察部門	2, 268	2, 267	2, 283	2, 298	2, 276	2, 308	2, 299
	言宗即门		\triangle 1	16	15	△ 22	32	△ 9
	公営企業等	1,064	1, 113	1, 135	1, 163	1, 166	1, 181	1, 217
	公呂正未守		49	22	28	3	15	36
	<u></u>	15, 384	15, 371	15, 372	15, 330	15, 220	15, 292	15, 320
	合 計		△ 13	1	△ 42	△ 110	72	28

注 各項目の下段は対前年度増減数です。

(4) 採用の状況 (令和2年度)

①知事部局等 239人採用 (競争試験:120人、選考:119人)

※令和元年度 219人採用 (競争試験:119人、選考:100人)

②教育委員会 341人採用 (競争試験:10人、選考:331人)

※令和元年度 321人採用 (競争試験: 9人、選考: 312人)

③警察本部 95人採用 (競争試験:93人、選考:2人)

※令和元年度 86人採用 (競争試験:84人、選考:2人)

注1 「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、海区漁業調整委員会事務局を含みます。(以下同じ)

注2 選考採用者は、各任命権者が実施した選考により採用した者のみを計上しています。

(5) 昇任の状況 (令和2年度)

① 知事部局等

ア 一般職員 373人(部長:14人、次長:17人、室長:31人、

課長:72人、課長補佐:128人、係長:111人)

② 教育委員会

ア 一般職員 33人(室長:1人、課長:7人、課長補佐:19人、係長:6人)

イ 教員 202人(校長:84人、教頭:118人)

③ 警察本部

ア 一般職員 9人(課長:1人、管理官:2人、課長補佐:3人、

係長: 3人)

イ 警察官 65人 (警視:13人、警部:16人、警部補:36人)

注 () 内は昇任後の職層等毎に分類したものです。

(6) 退職の状況 (令和2年度)

① 知事部局等 190人退職(※令和元年度 234人退職)

② 教育委員会 516人退職(※令和元年度 478人退職)

③ 警察本部 130人退職(※令和元年度 143人退職)

2 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	台帳人口 A		人件費 B	人件費率 (B/A)
	人	千円	千円	千円	%
R2 年度	1, 047, 713	594, 056, 688	1, 377, 930	131, 071, 055	22. 1
R1 年度	1, 055, 999	487, 588, 947	1, 339, 008	131, 141, 323	26. 9

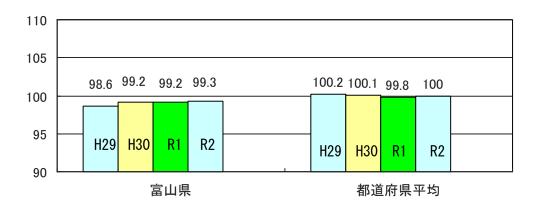
- 注1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいいます。
- 注2 人件費には、一般職員、小・中・高、警察官に支給される給与・退職手当・共済費及び知事・ 議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。
- 注3 住民基本台帳人口は、各年1月1日時点での人口です。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

	職員数		給				
区分	A	給料 職員手当		期末・勤勉手当	計B	給与費 (B/A)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
R2 年度	14, 093	60, 088, 846	10, 847, 876	23, 662, 263	94, 598, 985	6, 712	
R1 年度	14, 101	60, 494, 319	11, 035, 644	24, 206, 601	95, 736, 564	6, 789	

- 注1 職員手当には退職手当を含みません。
- 注2 職員数は、各年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



注 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水 準を示す指数をいいます。

(4) 一般行政職の給料表の状況(令和3年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10 級
1号給の給料	146,	195,	231,	264,	289,	319,	362,	408,	458,	521,
月額	100	500	500	200	700	200	900	100	400	700
最高号給の給	247,	304,	350,	381,	393,	410,	444,	468,	527,	559,
料月額	600	200	000	000	000	200	900	600	500	500

(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
富山県	43歳7月	324, 200円	396, 800円	
R2年4月1日現在	43歳10月	327, 000円	397, 100円	

- 注1 平均給料月額とは、令和3年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。 (以下同様です。)
- 注2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務 手当など諸手当の額を合計したものです。

②技能労務職

		~ • • • •				
	区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
	富山県 R2年4月1日現在		58歳7月	275, 100円	297, 600円	
			57歳8月 286,700円		311, 100円	
	うち	運転手	59歳0月	277, 200円	300, 300円	
		R2年4月1日現在	58歳2月	299, 700円	327, 300円	
	うち用務員		59歳1月	243, 200円	251,700円	
		R2年4月1日現在	58歳1月	242, 700円	251, 100円	

注 うち○○○とあるのは、本県の技能労務職員のうち、職員数が多い2つの職種を選んで記 載してあるものです。

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
富山県	45歳7月	374, 500円	418, 900円	
R2年4月1日現在	45歳8月	379, 300円	418, 000円	

④小·中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	42歳1月	351, 500円	385, 200円
R2年4月1日現在	42歳6月	355, 500円	387, 000円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
富山県	38歳6月	317,000円	421, 100円	
R2年4月1日現在	38歳 5 月	316, 500円	416, 600円	

(6) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

_					
	区		分	富山県	玉
_		般	大学卒	188, 700 円	182, 200 円
行	政	職	高校卒	154, 900 円	150,600 円
技		能	高校卒	147, 900 円	-
労	務	職	中学卒	139, 900 円	-
高	等 学	校	大学卒	210,800 円	-
教	育	職	短大卒	185, 700 円	
小•	中学	总校	大学卒	210,800 円	l
教	育	職	短大卒	188,600 円	l
警	察	職	大学卒	215, 800 円	211, 400 円
音	宗	収	高校卒	180, 200 円	173, 400 円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

_					
経験年数		圣験年数	10 年以上	15 年以上	20 年以上
区分			15 年未満	20 年未満	25 年未満
_	般	大学卒	282, 400 円	335,900 円	369,700 円
行 政	職	高校卒	242, 400 円	281,700 円	335, 400 円
技	能	高校卒	該当者無し	該当者無し	287, 100 円
労 務	職	中学卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し
高等台	学校	大学卒	326, 300 円	366,700 円	402,800 円
教育	職	短大卒	273, 900 円	337,600 円	349,600 円
小・中	学校	大学卒	332, 100 円	373, 300 円	398, 200 円
教育	職	短大卒	302, 500 円	353, 100 円	383,600 円
警 察	職	大学卒	300, 100 円	349,700 円	387, 200 円
一 学	邦联	高校卒	267, 600 円	313, 100 円	360,800 円

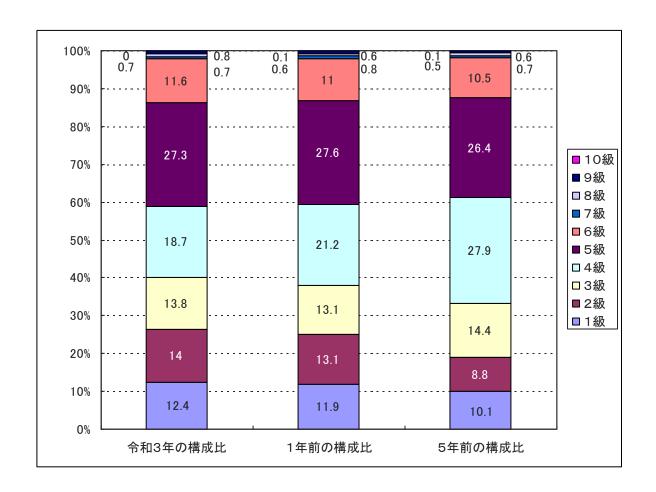
注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(8) 一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

	標準的な職務内容	啦 吕 米 (4# + 	参考		
区分		職員数(人)	構成比(%)	1年前の構成比	5年前の構成比	
1級	主事、技師	400	12.4	11. 9	10.1	
2級	主事、技師	453	14. 0	13. 1	8.8	
3級	係長、主任	445	13.8	13. 1	14. 4	
4級	係長、主任	605	18. 7	21. 2	27.9	
5級	本庁の課長補佐、大規模出先機関の課長	885	27.3	27.6	26. 4	
6級	本庁の課長、出先機関の長	376	11.6	11.0	10.5	
7級	本庁の室長、大規模出先機関の長	23	0.7	0.8	0.7	
8級	本庁の次長	24	0.7	0.6	0.6	
9級	本庁の部長	25	0.8	0.6	0.5	
10級	本庁の部長	0	0	0.1	0.1	

注1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(9) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成18年10月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を 実施している。

また、地方公務員法第23条に基づき、毎年7月31日を評定日として課長補佐 級以下の職員に対して能力評価を実施している。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、昇給日前1年間の勤務成績に基づき、昇給区分(0~8号給)を決定。

令和3年1月1日の昇給において、行政職(知事部局)の職員のうち、最高 号給に到達している職員、1月1日付けで採用になったなどの理由により昇給 しない職員又は育児休業等を取得したことにより勤務した日数が少ない職員を 除いた1年間の勤務成績を昇給に反映させることができる職員 2,566名中、上位区分(1~8号給)に決定された者が 771名(30.0%)、標準区分(0~4号給)に決定された者が 1,790名(69.8%)、下位区分(0~2号)に決定された者が 5名(0.2%)であった。

※「○~○号給」となっているのは、55歳以上の職員は標準区分(0号給)、上位区分(1~2号給)であるため。

(10) 職員手当の状況

①期末手当 · 勤勉手当

富山県	国		
1 人当たり平均支給額 (R2 年度) 1,637 千円	_		
(R2 年度支給割合)	(R2 年度支給割合)		
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当		
2.55 月分 1.9 月分	2.55月分 1.9月分		
(1.45) 月分 (0.9)月分	(1.45)月分 (0.9)月分		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職務上の段階による加算措置	職務上の段階による加算措置		
役職加算 5~20%	役職加算 5~20%		
管理職加算 15~25%	管理職加算 15~25%		

- 注1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
- 注2 フルタイム会計年度任用職員には、勤勉手当の支給はありません。 また、1人当たり平均支給額には含みません。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成18年10月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度 を実施している。

また、地方公務員法第23条に基づき、毎年7月31日を評定日として課長補 佐級以下の職員に対して能力評価を実施している。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

全職員について、業績評価の結果(6月支給分は前年度後期(10~3月)、 12月支給分は当年度前期(4~9月)の結果を用いる)及び勤勉手当支給前6 月間の勤務状況に基づき、成績率(0/100~133.5/100)を決定。

令和 3 年 6 月の勤勉手当において、行政職 (知事部局) の職員 2,844名中、上位区分 ($101/100\sim133.5/100$) に決定された者が 967名 (34.0%)、標準区分 ($93.5/100\sim113.5/100$) に決定された者が 1,867名 (65.6%)、下位区分 ($0/100\sim80/100$) に決定された者が10名 (0.4%) であった。

※「○/100~○/100」となっているのは、特定管理職員とその他の職員で成 績率が異なるためである。

②退職手当(令和3年4月1日現在)

公椒子 () 和 3 中 4 万 1 日 先任 /									
	富山県			国					
支給率	自己都合	定年			支給率	自己都会	√ □	応募認定・	定年
勤続20年	19.6695 月分	26. 3655	月分		勤続20年	19.6695	月分	26. 3655	月分
勤続25年	28.0395 月分	33. 27075	月分		勤続25年	28. 0395	月分	33. 27075	月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709	月分		勤続35年	39. 7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47.709 月分	47.709	月分		最高限度額	47. 709	月分	47.709	月分
	(勤続43年以上)	(勤続35年)	以上)			(勤続43年)	以上)	(勤続35年)	(上)
その他の加算措	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)				その他の加算措	置 定年前早 (2%~4			
1人当たり	自己都合 その船	也 04 千円							

注 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算		1,225,793 千円		
支給対象職員1人当たり		150, 997 円		
支給対象地域(職種)	支給対象職員数	支給率		国の制度(支給率)
東京都特別区	20 人	2	0%	20%
大阪市	1人	16%		16%
名古屋市	1人	15%		15%
富山市	7,867 人	Ç	3 %	3 %
上記以外の県内市町村	7,142 人	() %	0 %
医師	259 人	16%		16%
総計・平均支給率(注)	15,290 人	1.8	4%	1.85%

注 国の制度(支給率)の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和	2年度決算)			1,265,275千円		
支給対象職員1/	当たり平均支給額(令和2	年度決算)	187, 559円			
	る手当支給職員の割合(令 一般行政職員に占める手当支			44.1% (9.3%)		
			27種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象	業務	左記職員に対する支給単価		
税務手当	経営管理部税務課(庁舎外 で業務に従事する者に限 る。)又は県税事務所に勤 務する職員	県税の賦課、徴収等		日額 740円以内		
指導訓練手当	消防学校、総合衛生学院等に勤務する職員		・消防学校の実技訓練 ・看護師等の養成業務			
社会福祉業務 手当	厚生センター、障害者相談 センター等に勤務する職員	厚生センター等における福祉 業務		業務により月額20,000 円以内又は日額 500円 以内		
社会福祉施設 等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、 看護、指導訓練等		給料月額の 100分の16 以内		
病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務		月額17,420円以内又は 給料月額の 100分の8 以内		
医療業務手当	本庁、厚生センター等に勤 務する医師又は歯科医師で ある職員	医療又は公衆衛生業務		円りつき		業務により月額80,000 円以内又は勤務1回に つき9,000円以内又は 勤務1時間につき 2,100円
夜間看護手当	中央病院に勤務する助産師若しくは看護師である職員	午後10時から午前5時までの 看護等の業務				勤務1回につき 3,550 円以内、通勤距離によ り 1,140円以内の額を 加算

	Г	T	
精神保健業務	厚生センター、心の健康セ	精神障害者の訪問指導、護送	日額 300円
手当	ンター等に勤務する職員	等	
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は厚生	野犬の捕獲、殺処分	日額 450円
	センターに勤務する職員		
有害毒物等取	研究所等に勤務する職員	 ・毒劇物を使用した研究	日額 300円
扱手当	317571 31 2333 7 3 1753	・病理細菌の試験検査	
		・汚水施設等を有する工場等	
		の立入検査等	
放射線等取扱	厚生センター、研究所等に	放射線を照射する作業	日額 740円以内
手当	勤務する職員		
感染症等防疫	従事職員	感染症患者の救護作業等	日額 300円
手当	従事職員	新型コロナウイルス感染症に	日額 3,000円
		係る緊急措置に関する業務	(新型コロナウイルス
			感染症の患者若しくは
			その疑いのある者の身
			体に接触して又はこれ
			らのものに長時間にわ
			たり接して行う作業に
			従事した場合は、日額
			4,000円)
と畜検査等手	食肉検査所に勤務すると畜	・獣畜のと殺・解体	業務により給料月額の
当	検査員等	・死亡家畜の解体検査等	100分の10以内又は日
			額 1,200円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額 820円
職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職	職業訓練の実習指導	給料月額の 100分の8
	員		
家畜保健衛生	家畜保健衛生所に勤務する	家畜の伝染病防疫、疾病の診	月額18,000円
業務手当	獣医師である職員	断等	
乗船手当	農林水産部水産漁港課、農	・漁業取締、水産試験調査	業務により日額 810円
	林水産総合技術センター等	・渡船の運航	以内又は月額 6,600円

⑤時間外勤務手当

	支 給 実 績	職員1人当たり平均支給年額
令和2年度決算	3,056,012 千円	413 千円
令和元年度決算	2,943,369 千円	403 千円

⑥その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (配年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給額 (R2年度決算)
	(1) 扶養親族1人につき	異	○国の制度	千円	円
	行政職給料表7級以下		(1) 同じ	1, 323, 234	255, 648
	は6,500円、行政職給料		(2) 満16歳年度初めから満		
	表8級は3,500円		22歳年度末までの間に		
扶養手当	ただし子は10,000円		ある子1人につき、		
	(2) 満16歳年度初めから満		5,000円を加算		
	22歳年度末までの間に				
	ある子1人につき、				
	5, 200円を加算				
	借家等	異	○国の制度	千円	円
	(1) 家賃23,000円以下の場合		(1) 家賃27,000円以下の場合	665, 331	294, 394
住居手当	家賃-12,000円		家賃—16,000円		
	(2) 家賃23,000円を超える場合		(2) 家賃27,000円を超える場合		
	11,000円+(家賃-23,000円)/2		11,000円+(家賃-27,000円)/2		
	(最高限度額 28,000円)		(最高限度額28,000円)		
	(1) 交通機関利用職員	異	○国の制度	千円	円
	6 箇月定期券等の価額		(1)同じ	1, 423, 051	107, 157
	による一括支給				
	全額支給限度額				
	1箇月当たり55,000円				
通勤手当	(2) 交通用具使用職員		(2)		
	距離段階区分に応じ		距離段階区分に応じ		
	2,000円~34,890円		2,000円~31,600円		
	(3) 駐車料金		(3)なし		
	駐車料金-3,000円				
	(上限3,000円)				
初任給	医学等に関する専門的知識	異	獣医師が支給対象となって	千円	円
調整手当	を必要とし、かつ採用によ		いる。	624, 437	2, 198, 721

ı	7 5 日の最大が四州と鳴い				I
	る欠員の補充が困難な職に				
	採用された職員に支給				
	医師・歯科医師				
	採用後35年以内の期間、				
	採用から1年を経過するご				
	とにその額を逓減して支給				
	(最高支給月額308,600円)				
	獣医師				
	採用後20年以内の期間、				
	採用から1年を経過するご				
	とにその額を逓減して支給				
	(最高支給月額35,000円)				
	公署を異にする異動等に伴	同		千円	円
	い転居しやむを得ない事情			55, 566	440, 997
	により配偶者等と別居し、				
	単身で生活することを常況				
単身赴任	とする職員に支給				
手当	30,000円+加算額(※)				
	※職員の住宅と配偶者等の				
	住居との交通距離が100 k m				
	以上の場合に8,000~70,000				
	円を加算				
	管理又は監督の地位にある	同		千円	円
管理職	職員に当該職の区分に応じ	177		1, 136, 589	729, 050
手当	て146,400円以内を支給			1, 100, 003	123, 000
	休日等において正規の勤務	 異	 1時間当たりの給与額の算	千円	円
	時間中に勤務した職員に支	共	定に、寒冷地手当、特地勤	481, 907	65, 061
休日勤務				401, 901	05, 001
手当	2 味明火たりの外に短く		務手当・へき地手当、月額の特殊があるより、農業を		
	1時間当たりの給与額×		の特殊勤務手当、農林漁業		
	1.35×時間数		普及指導手当を含める。	1 H	
	正規の勤務時間として午後10			千円	円
夜間勤務	時から翌日の午前5時までの			237, 657	32, 085
手当	間に勤務した職員に支給				
	1時間当たりの給与額×				
	0.25×時間数				
	宿日直勤務を命ぜられた職	同		千円	円
	員が勤務した場合に支給			577, 152	312, 481
	・庁舎・設備の保全等				
宿日直	6,800円				
手当	・福祉施設等における管理				
1 1 =	監督 7,400円				
	・医療当直看護師等6,900円				
	医師 21,000円				

т .				
	(1) 管理職手当支給対象職	同	千円	円
	員が臨時又は緊急の必要等		9, 328	444, 167
	により週休日等に勤務した			
	場合に支給			
管理職員	6 時間以下 4,000~12,000 円			
特別勤務	6 時間超 6,000~18,000 円			
手当	(2) 管理職手当支給対象職			
, –	員が災害への対処等の臨時・			
	緊急の必要によりやむを得			
	ず平日深夜に勤務した場合			
	に 2,000~6,000 円を支給			
		⊟	7 .III	П
	寒冷地に在勤する職員に 11	同	千円	円 (0.491
#**\V 14	月から3月まで支給		12, 207	60, 431
寒冷地	世帯主である職員			
手当	扶養親族有 月額 17,800 円			
	扶養親族無 月額 10,200 円			
	・その他の職員月額7,360円			
	生活の著しく不便な地に所	同	千円	円
	在する公署に勤務する職員		12, 262	1, 021, 798
	に給料及び扶養手当の合計			
特地勤務	額に一定割合を乗じて得た			
手当	額を支給			
	1級地 4% 3級地 12%			
	2級地 8% 4級地 16%			
義務教育	小中学校、高等学校、特別		千円	円
等教員	支援諸学校に勤務する教育		526, 879	66, 982
特別手当	職員に級号給に応じて 2,000			
特別于ヨ	~8,000 円を支給			
⇔n±#il	定時制・通信制教育に従事		千円	円
定時制	する教育職員に給料の6%		50, 351	217, 030
通信教育	(管理職手当受給職員は			
手当	4%) を支給			
	実習を伴う農業・水産・工		千円	円
産業教育	業に関する科目を主として]	72, 314	283, 584
手当	担任する教育職員に給料の		, -	, -
	6%を支給			
	山間地等に所在する学校に		千円	円
	勤務する教育職員に給料及		27, 123	308, 221
	び扶養手当の合計額に一定		, -	, -
へき地	割合を乗じて得た額を支給			
手当	1級地 8% 4級地 20%			
	2級地12% 5級地 25%			
	3級地 16% 準ずる地域 4%			
1	□ NA 10 /0 十 7 J 恒			

	普及指導員が普及指導業務	千円	円
農林漁業	に従事したときに、級に応	19, 921	182, 765
普及指導	じて 8,500~14,500 円を支給		
手当	ただし、管理職は支給対象		
	外		

(11) 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区	分	給料	・報酬月額		
給	知 事	1,170,000 円(1,300,000 円)			
料	副知事	918,000 円	(1,020,000円)		
	議 長 910,000円				
報 酬	副議長	860, 000 円 780, 000 円			
	議員				
	知 事	(R2 年度支給割合)			
期	副知事	3.	35 月分		
末手	議長	(R2 年度支給割合)			
当	副議長		35 月分		
	議員				
退		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
職手	知 事	130 万円×在職月数×0.53	33,072 千円	(任期毎)	
当	副知事	102 万円×在職月数×0.4	19,584 千円	(任期毎)	

- 注1 給料・報酬欄の()内は、減額措置を行う前の金額です。
- 注2 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

令和3年4月1日現在の勤務時間は、原則として、次の表のとおりです。

勤	務	時	間	8:30~17:15
休	憩	時	間	12:00~13:00

- 注1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員及び 学校現場の教職員の勤務時間及び休憩時間等については、上記以外の勤務時 間の割振りによります。
- 注2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な 事情があると認めるときは、職員の申出により、休憩時間を45分以上1時間 未満とすることができます。

(2) 休暇の取得状況

職員の休暇制度については、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や、育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇制度の状況は次のとおりです。

	(C) (大四州間		令和2年度の取得状況			
	区分	休暇期間	知事部局等	教育委員会	警察本部	
年沙	水休暇	20日 (1年あたり)	平均 10.9日	平均 8.5日	平均 12.4日	
	夏期休暇	5 日以内 (1年あたり)	平均 4.7日	平均 4.9日	平均 4.9日	
	ボランティア休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 一人	取得者 一人	取得者 一人	
特別	育児参加休暇	8日以内 (1年あたり)	取得者 75人	取得者 94人	取得者 66人	
休暇	家族看護休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 504人	取得者1,592人	取得者 173人	
	短期介護休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 54人	取得者 97人	取得者 10人	
	育児時間	1日2回、1日を 通じて90分以内	取得者 114人	取得者 109人	取得者 48人	
病気	派休暇	原則90日以内	取得者 157人	取得者 210人	取得者 70人	
介護	 養休暇	6月以内	取得者 4人	取得者 2人	取得者 一人	

- 注1 年次休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、育児参加休暇、家族看護休暇、短期介護休暇、育児時間については、令和2年(R2.1.1~R2.12.31)の取得状況を記載しています。
- 注2 病気休暇、介護休暇の取得者数は、令和2年度中に休暇を開始した者の人数を計上しています。

4 職員の休業の状況

職員の休業制度については、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例、 規則や自己啓発等休業に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休業制 度の状況は次のとおりです。

ΕZΛ	/	令	和2年度の取得は	犬況
区分	休業期間等	知事部局等	教育委員会	警察本部
育児休業	子が3歳(会計年度任 用職員においては原則 1歳)に達する日まで の期間	取得者 120人 (1人)	取得者 180人	取得者 30人
自己啓発等休業	大学等への修学や国際 貢献活動へ参加する場 合において、3年を超 えない期間	取得者 1人	取得者 1人	取得者 一人
配偶者同行休業	外国で勤務等をする配 偶者と外国において生 活を共にする場合にお いて、3年を超えない 期間	取得者 一人	取得者 1人	取得者 一人
育児部分休 業・子育て 支援部分休 暇	子が小学校3年生(会 計年度任用職員におい ては3歳)までの期間 で、始業時又は終業 時、1日を通じて2時 間以内	取得者 17人	取得者 12人	取得者 9人
修学部分休業	大学等において修学する場合に2年を超えない期間で、1週間を通じて19時間20分以内	取得者 一人	取得者 一人	取得者 一人
高齢者部分 休業	55歳(医師及び歯科医師については60歳)に 達した日以後の日から 定年退職日までの期間 で、1週間を通じて19 時間20分以内	取得者 一人	取得者 一人	取得者 一人

注1 取得者数は、令和2年度中に休業を開始した者の人数を計上しています。

注2 ()内はフルタイム会計年度任用職員の数であり、外数です。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

令和2年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	合 計
知事部局等	一人	28 人	一人	一人	28 人
教育委員会	一人	64 人	一人	一人	64 人
警察本部	一人	5人	一人	一人	5人
合 計	一人	97 人	一人	一人	97 人

注 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその 職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分 上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

令和2年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合 計
知事部局等	一人	1人	2人	2人	5人
教育委員会	一人	1人	一人	1人	2人
警察本部	1人	1人	1人	2人	5人
合 計	1人	3人	3人	5人	12 人

注 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反な ど、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

6 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

令和2年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

17年2 一及 27 (6) 7 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (
免除の事由	承認件数				
光际の争由	知事部局等	教育委員会	警察本部		
研修を受ける場合	1件	16 件	一件		
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及び その審理に出頭する場合	一件	一件	一件		
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	24 件	11 件	一件		
当該地方公共団体の特別職としての地位を兼ね、その職に属する事務を行う場合	2件	一件	一件		
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	9件	一件	一件		
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と 認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務 を行う場合	458 件	63 件	18 件		

24

免除の事由		承認件数	
光体の争由	知事部局等	教育委員会	警察本部
職員が公務に支障のない範囲内において、市町村の消防団員となって 火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	9件	一件	一件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は 監督等として参加する場合	一件	一件	一件
職員が公務に支障のない範囲内において、普及指導員資格試験又は林 業普及指導員資格試験を受験する場合	11 件	一件	一件
船舶職の職員が、船舶免許の更新手続き等のため、公務に支障のない 範囲において勤務しないこと	一件	一件	一件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務 に従事する場合	-件	一件	一件
研究職の職員が、業務上必要な資格を取得するために講習の受講又は 試験を受験する場合に、公務に支障のない範囲内において勤務しない こと	1件	一件	一件
습 計	515 件	90 件	18 件

- 注 県職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、 職務に専念する義務がありますが(地方公務員法第35条)、合理的な理由がある場 合は、限定的にその免除が認められています。
- (2) 営利企業等従事許可、兼職及び他の事業等の従事許可の状況 令和2年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準		許可件数	
計刊の基準	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	72 件	23 件	3件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事 務に従事する場合	一件	1,671件	一件

- 注1 県職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない(地方公務員法第38条)とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。
- 注2 教員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、その職を兼ね、 又はその事業若しくは事務に従事することができます。(教育公務員特例法第17条)

7 職員の人事評価の状況

- (1) 知事部局等
 - ① 能力評価の状況

ア 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉 性、責任感、協調性、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、 正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A:特に優れている、B:優れている、C:標準的である、

D:やや劣っている、E:劣っている

の5段階評定で総合判定を行います。

イ 評価時期

評価は前年の8月1日から7月31日までの1年間を対象に実施します。

② 業績評価の状況

業績評価については、目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に、各年度の4月から9月まで及び10月から3月までの各期における職務の目標達成度や貢献度等を評価し、面談を通じて被評価者に評価結果を開示するとともに、評価結果を査定昇給及び勤勉手当の成績率に反映しています。

会計年度任用職員については、任期の始期~終期までを評価期間とし、 年度単位で実施しています。原則、被評価者が所属する最小単位の長によ る1段階評価とし、被評価者の自己評価や面談結果等を基に評価していま す。

(2) 教育委員会

① 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、 責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、 積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評定を行った上で、

A:特に優れている、B:優れている、C:標準的である、

D:やや劣っている、E:劣っている

の5段階評定で総合判定を行います。

② 評定時期

評定は前年の11月1日から10月31日までの1年間を対象に実施します。

(3) 警察本部

評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の能力評価及び業績評価の結果を基に

A:特に優れている、B:優れている、C:標準的である、

D:やや劣っている、E:劣っている

の5段階評価で総合評価を行います。

ア 能力評価

倫理、方策の立案、判断、説明・調整、業務運営、組織統率・人材育 成、事案対応、部下の育成・活用、協調性、報告・連絡、業務遂行、知 識・技術、コミュニケーションの評価項目ごとにAからEの5段階で 評価を行います。

イ 業績評価

目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に職 務の目標達成度や目標以外への業務の取組状況をAからEの5段階で評 価を行います。

② 評価時期

評価は前年の12月1日から11月30日までの1年間を対象に実施します。

8 職員の退職管理の状況

令和2年度の退職者の再就職の状況については、次の表のとおりです。

		再就職者	数			
	退職者数		県(特別職・ 再任用・嘱託 等)	県出資法人 (50%以上)	民間企業	市町村、その他の団体
知事部局等	48人	37人	10人	10人	1人	16人
教育委員会	101人	80人	51人	一人	4人	25人
警察本部	16人	16人	5人	一人	6人	5人
合計	165人	133人	66人	10人	11人	46人

※退職者数は、定年・勧奨により退職した課長級以上の退職者の数です。

9 職員の研修の状況

令和2年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

(1) 知事部局等

研修名	延べ開 講日数	修了者数
繰返し研修	20日	736人
新任所属長研修	2 日	39人
新任所属長代理研修	2 日	61人
新任係長研修	7 日	75人
職員3年目研修	2 日	148人
新任職員研修Ⅲ期(Ⅰ、Ⅱ期は中止)	4 日	159人
ステップ 1 研修(34歳)	1 日	75人
ステップ 2 研修(40歳)	1日	80人
ステップ 3 研修(46歳)	1日	99人
臨時的任用職員等研修	_	(中止)
単位制研修	61日	1,072人
課長クラス向け研修	3 日	61人
課長補佐クラス研修	9日	152人
係長クラス研修	6 日	116人
主任クラス向け研修	16日	242人
主事・技師クラス向け研修	27日	501人
キャリア開発研修	26日	705人
管理者研修	1日	75人
管理者向け e ラーニング研修	_	116人
県・民間企業管理職員意見交換会	_	(中止)
県内若手社員・職員共同研修	_	(中止)
民間経営の手法に学ぶ研修	1 日	10人
若手職員初心忘るべからず研修	1日	88人
キャリアデザイン研修	2 日	35人
キャリア・シフトチェンジ研修	_	(中止)
職員の公益的活動参加支援研修	1 日	46人
ナレッジ研修	3 目	80人
仕事・子育て両立支援研修		(中止)
働きやすい職場環境づくり促進研修	2 日	36人
事務職員法務研修	6 日	143人
その他	9 日	76人
合 計	107日	2,513人

注 上記研修の修了者には、教育委員会及び警察本部の事務職員を含んでいます。

(2) 教育委員会

		研 修	名	開講日数	受講者数
			初任者研修	15日	187人
		若手教員研修	2年次教員研修	3 目	221人
			3年次教員研修	2 日	187人
			幼	8 目	38人
		新規採用教職員研修会	養護教諭	13日	6人
	年		学校栄養職員	12日	3人
	年 次	6年次教職員研修会		4 目	195人
	研	中堅教諭等資質向上研修		1~13日	815人
基	修	16年次教職員研修		延べ18時間	108人
左	12	小・中学校初任校長研修会	<u></u>	書面代替	30人
		校長・教頭倫理指導研修会	<u> </u>	課題代替	146人
		園長等運営管理協議会		2 日	91人
		小·中学校初任教頭研修会	<u> </u>	書面代替	47人
		県立学校教頭研修会A		1 日	40人
本		県立学校事務(部)長研修会	<u> </u>	1日	57人
77		新任教務主任研修会(小中	中)	課題代替	51人
	職	新任教務主任研修会(県立	江)	課題代替	29人
		生徒指導主事研修会	小中	1 目	197人
	務	工作用等工事如形云	県立	1 目	66人
		校内研修活性化研修会		課題代替	30人
研	研	特別支援学級等新任担当教	数員研修会	4 日	98人
		特別指導者招へい研修講座	<u>K</u>	10日	22人
	修	学校事務職員初任研修会		1 日	36人
		県立学校校務助手等研修会	<u> </u>	1日	43人
	英語	英語教員研修会		書面代替	23人
	産業	産業教育新技術等講習会	(家庭科のみ)	1 日	21人
修		小学校教育課程研究協議会	<u> </u>	1 日	955人
	教育課程	中学校教育課程研究協議会	<u> </u>	1 日	551人
		高等学校教育課程講習会		1日	120人
	生活指導	生徒指導セミナー		2 日	299人
	進路指導	中·高進路指導研修会		2 日	83人
	情	プログラミング研修会		2 日	69人
	報	デジタル教材活用研修会		2 日	63人
	教	授業力向上のためのICT	活用研修会	1日	42人
	育	校務のためのPC活用研修	冬会	6 目	84人
	H	児童生徒のICT活用の充	実と情報モラル指導研修会	2 日	66人

29

#±. [1]	特別支援教育講座	3 日	113人
特別 支援	特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり講座	書面代替	31人
文货 教育	発達障害教育研修会	書面代替	70人
秋 月	学校で取り組む特別支援教育研修会	書面代替	38人
国際理解	外国人児童生徒教育実践講座	2 日	38人
学校経営	県立学校経営研修会	3 日	30人
保育	保育技術協議会	課題代替	51人

(3) 警察本部

研修核	幾関	課 程 名	開講日数	修了者数
警察大学校		警察運営科	5 日	2人
	任用科	警部特別集中課程	5 日	13人
		課長補佐 (50歳未満の一般職員)	5 日	1人
		教官養成科	3週	2人
		専科	5日~36日	3人
		研究科	33日	1人
国際警察セン	/ター	語学研修科・専科	53日~154日	延べ6人
サイバーセキ研究・研修セ	ュリティ対策 ンター	サイバー捜査研修科	5日	1人
管区警察学校	任用科	警部補(46歳未満)	6 週	33人
		巡査部長(41歳未満)	4 週	34人
		係長(46歳未満の一般職員)	2週	1人
		主任(41歳未満の一般職員)	2週	6人
		専科	5 日	1人
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	10月又は6月	83人
		新規採用の一般職員	17日	14人
		初任補修科	3月又は2月	68人
	任用科	警部補(46歳以上)	12日	3人
		巡査部長(41歳以上)	12日	4人
		部門別(各部門に新規採用警察官)	2週~4週	55人
		専科	4 日~15日	延べ268人
科学警察研究所 法科学研修所	行内	鑑定技術職員専攻科·養成科·現 任科	21日~33日	2人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、令和2 年度の状況は次のとおりです。

区	ナ 	44 <i>6</i> 4 ± 55	争	実施 状 汲	2
分	主な項目	対象者等	知事部局等	教育委員会	警察本部
健	定期健康診断 人間ドック 特別健康診断	全職員 指定年齢の職員等 有害業務従事者等	3, 939 人 1, 306 人 1, 373 人	2, 875 人 4, 400 人 一	1, 362 人 919 人 1, 250 人
康管理	健康相談	希望職員	1,296人	健康管理医配置 56 校 心の健康管理医 4 人委嘱	799 人
	健康教室	指定年齢の職員、希望 者、要観察者等	_	_	754 人
その他	ライフプランセミナー	ライフプランセミナー 指定年齢の職員		570 人	142 人
	福利厚生事業に係	る決算額	千円 122, 223	千円 171, 453	千円 45, 324
	うち職員互助会に	こ対する補助金額	千円	千円 71	千円 一

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、令和2年度 の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、職 員(組合員)の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

					給付	の状況			
区分		主な内容	地方職	員共済組合	公立学校	交共済組合	警察共済組合		
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法	保健給付	医療の給付 高額療養費 出産費	件 83, 210	千円 919, 582	件 168, 314	千円 1,950,569	件 56,507	千円 522, 615	
定給付	休業 給付	傷病手当金 育児休業手当金	1, 166	204, 589	2, 285	401, 593	309	41, 912	
	災害 給付	災害見舞金	0	0	2	2, 820	0	0	
附加給付等		出産費附加金 一部負担金払戻金	692	26, 119	1, 874	61, 378	445	15, 558	
	計			1, 150, 290	172, 475	2, 416, 360	57, 261	580, 085	

注1 共済制度を実施するため、県職員、教育委員会職員、警察職員の区分に応じて共済組合が設け られています。

注2 給付実績は、組合員とその家族(被扶養者)を含めた金額となっています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害 又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償す る制度です。

令和2年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

			補償の	状況(台	を額単位 :	: 千円)	
種類	内 容 等	知事	部局等	教育	委員会	警察	季本部
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負 傷や疾病の療養(以下、 上記療養と記載する。) に必要な費用を支給し ます。	91	7, 323	103	11, 653	35	9, 752
障害補償	上記療養の治ゆ後、一 定の障害が残った場合 に年金等を支給します。	2	4, 019	1	1, 861	1	4, 423
遺族補償	公務又は通勤により死 亡した場合に配偶者等 に対し年金等を支給し ます。	3	6, 623	8	18, 736	12	43, 666
福祉事業	上記補償に加えて付加 給付として被災職員お よび遺族の福祉に対し て必要な事業及び公務 災害防止のために必要 な事業を行います。	5	2, 129	9	4, 249	14	31, 596
	· 計	101	20, 094	121	36, 499	62	89, 437

11 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

① 採用試験の実施結果

令 和 2 年 度 県 職 員 · 警 察 官 採 用 試 験 実 施 状 況

									T						
		採用予定	申込	申込	第	- :	次 試	験		次:		最終 競争	女性	合格者	
		人員	者数	倍率	受験 者数	受験率	合格 者数	競争 倍率	受験 者数	受験率	合格 者数	倍率	人数	比率	試験日
		(a)	(b)	(b/a)	(c)	(c/b)	(d)	(c/d)	(e)	(e/d)	(f)	(c/f)	(g)	(g/f)	
	総合行政	53	279	5.3倍	228	81.7%	97	2.4倍	93	95.9%	63	3.6倍	29	46.0%	
	警察事務	13	80	6.2倍	52	65.0%	20	2.6倍	19	95.0%	9	5.8倍	8	88.9%	
	心 理	2	13	6.5倍	13	100.0%	6	2.2倍	5	83.3%	2	6.5倍	2	100.0%	
	社 会 福 祉	2	16	8.0倍	16	100.0%	6	2.7倍	6	100.0%	3	5.3倍	2	66.7%	(第一次)
	環境	1	11	11.0倍	7	63.6%	5	1.4倍	4	80.0%	1	7.0倍	0	0.0%	令和2年6月28日
	工業研究(電気電子)		2		2		2		2		1		0		
上	農業	1	_	2.0倍	_	100.0%		1.0倍	_	100.0%		2.0倍		0.0%	(Mr = +6-)
	林 業	9	15	1.7倍	15	100.0%	14	1.1倍	14	100.0%	11	1.4倍	6	54.5%	(第二次) 令和2 <u>年</u> 7月17,18日,
	水産	5 1	5	1.0倍	4	80.0%	4	1.0倍	4	100.0%	2	2.0倍	0	0.0%	7月30,31日, 8月3,4,5,6日
	総合土木	19	30	6.0倍	29	96.7%	27	1.0倍	27	100.0%	23	4.0倍	6	0.0% 26.1%	
	建築設備(電気)	1	0	1.016		90.7%		- 1.116	_	- 100.0%	_	1.510	_	20.176	
	電 気	4	6	1.5倍	3	50.0%	2	1.5倍	2	100.0%	1	3.0倍	0	0.0%	
4B.	上級小計	111	463	4.2倍	373	80.6%	187	2.0倍	180	96.3%	117	3.2倍	53	45.3%	
級	工業研究(機械·金属) (特別募集)		3		2		187		180	100.0%	0	3.215	_	40.5%	
	農業(特別募集)	若		1.5倍		66.7%	_	1.0倍	_			10/4		F0.00	(第一次)
	林業(特別募集)	<u>若</u>	8	4.0倍	7	87.5%	6	1.2倍	5	83.3%	4	1.8倍	2	50.0%	令和2年11月22日
	電気(特別募集)	5 4	5	<u>1.2倍</u> 1.3倍	5 4	83.3%	4	2.5倍 1.0倍	3	75.0%	1	4.0倍	0	0.0%	(第二次) 令和2年12月25日
	上級(特別募集)小計	13	22	1.7倍	18	81.8%	14	1.3倍	10	71.4%	5	3.6倍	2	40.0%	
	<u>#</u>	124	485	3.9倍	391	80.6%	201	1.9倍	190	94.5%	122	3.2倍	55	45.1%	
中	臨床検査技師	1	11	11.0倍	7	63.6%	4	1.8倍	4	100.0%	4	1.8倍	4	100.0%	
級	ä†	1	11	11.0倍	7	63.6%	4	1.8倍	4	100.0%	4	1.8倍	4	100.0%	
	一 般 事 務	5	28	5.6倍	26	92.9%	10	2.6倍	9	90.0%	8	3.3倍	6	75.0%	(第一次)
初	一般事務(障害者)	若	17	8.5倍	16	94.1%	11	1.5倍	10	90.9%	3	5.3倍	0	0.0%	令和2年9月27日
נעד	学 校 事 務	7	38	5.4倍	34	89.5%	14	2.4倍	12	85.7%	9	3.8倍	6	66.7%	(第二次)
	警察事務	4	32	8.0倍	27	84.4%	16	1.7倍	15	93.8%	7	3.9倍	7	100.0%	令和2年10月16日, 10月26,27日
級	警察事務(障害者)	若	4	2.0倍	4	100.0%	3	1.3倍	3	100.0%	2	2.0倍	2	100.0%	
L	ā†	20	119	6.0倍	107	89.9%	54	2.0倍	49	90.7%	29	3.7倍	21	72.4%	
就職	一 般 事 務	若	360	180.0倍	284	78.9%	13	21.8倍	12	92.3%	2	142.0倍	1	50.0%	(第一次)
氷河期:	総合土木	若	17	8.5倍	14	82.4%	6	2.3倍	6	100.0%	2	7.0倍	0	0.0%	令和2年9月27日 (第二次)
世代	ā†	4	377	94.3倍	298	79.0%	19	15.7倍	18	94.7%	4	74.5倍	1	25.0%	令和2年10月26日
	行 政	6	36	6.0倍	29	80.6%	14	2.1倍	12	85.7%	9	3.2倍	4	44.4%	
	工業研究(電気電子)	若	0		_	_	_	_	_	_	_	_	0	_	
職務	農業	若	3	1.5倍	2	66.7%	2	1.0倍	1	50.0%	1	2.0倍	0	0.0%	(第一次) 令和2年10月18日
経験	総合土木	若	4	2.0倍	3	75.0%	3	1.0倍	3	100.0%	3	1.0倍	0	0.0%	(第二次)
者	林 業	若	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0	_	令和2年11月29日
	電気	若	5	2.5倍	3	60.0%	3	1.0倍	3	100.0%	3	1.0倍	0	0.0%	
\vdash	â†	16	48	3.0倍	37	77.1%	22	1.7倍	19	86.4%	16	2.3倍	4	25.0%	
\vdash	職員総計	165	1,040	6.3倍	840	80.8%	300	2.8倍	280	93.3%	175	4.8倍	85	48.6%	
	男性警察官A(第1回)	36	177	4.9倍	119	67.2%	110	1.1倍	76	69.1%	34	3.5倍		_	(## _ * he\
	男性警察官A[武道(剣道)]	1	0	_	_	_	_	_	_	_		_		_	(第一次) 令和2年7月12日
警	男性警察官A(武道(柔道)) 女性警察官A(第1回)	1	2	2.0倍	2	100.0%	1	2.0倍	1	100.0%	1	2.0倍		_	(第二次)
	要性音祭 EA(第1回) 警察 官A(情報技術)	11	51	4.6倍	31	60.8%	28	1.1倍	24	85.7%	14	2.2倍		_	令和2年8月7日, 8月25~28日
	第1回警察官小計	3	16	5.3倍	8	50.0%	5	1.6倍	2	40.0%	1	8.0倍	0	0.0%	
察	男性警察官A(第2回)	52	246	4.7倍	160	65.0%	144	1.1倍	103	71.5%	50	3.2倍			
	女性警察官A(第2回)	5	103	20.6倍	39	37.9%	24	1.6倍	17	70.8%	2	19.5倍			(第一次) 会和2年9月20日
	男性警察官B	2	36	18.0倍	14	38.9%	7	2.0倍	5	71.4%	3	4.7倍	_	_	令和2年9月20日
官	女性警察官B	21 6	103 50	4.9倍 8.3倍	77 45	74.8% 90.0%	20	1.2倍 2.3倍	57 18	89.1% 90.0%	23 7	3.3倍	_	_	(第二次) 令和2年10月19日,
	第2回警察官小計	34	292	8.6倍	175	59.9%	115	1.5倍	97	84.3%	35	5.0倍	_	_	11月9~13日
	â†	86	538	6.3倍	335	62.3%	259	1.3倍	200	77.2%	85	3.9倍	_	_	
	「奘」けり名レー	•	•	U.31E	ააა	02.3%	209	1.315	200	11.2%	00	3.876			

※「若」は2名として計算

② 受験資格(令和2年度実施分)

<上級>(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
- イ 平成11年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者
 - (ア) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和3年3月までに卒業 見込みの者
 - (イ) 富山県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (2) 次の試験区分については、次の要件が必要です。

試験区分	要 件
心理	学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は大学院において、心理学を専修する学科(これに相当する課程を含む。)若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は令和3年3月までに卒業若しくは修了見込みの者
社会福祉	社会福祉法第 19 条第 1 項各号に該当する社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和 3 年 3 月までに同資格を取得する見込みの者

<中級・初級>

<u> </u>	攻•			
	試験区分	受験	資	格
中級	臨床検査技師	平成3年4月2日から平成12年4月1日まで する者又は令和3年実施の臨床検査技師国家 する見込みの者	· . — · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	一般事務 学校事務 警察事務	平成11年4月2日から平成15年4月1日まで	に生まれた者	
初級	一 般 事 務 (障害者対象) 警 察 事 務 (障害者対象)	次の要件を全て満たす者 ア 昭和60年4月2日から平成15年4月1日 イ 次のいずれかの交付を受けている者(受であることが必要です。) (ア) a 身体障害者手帳 b 都道府県知事の定める医師(以下障害者の雇用の促進等に関する法律書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓ものに限る。) (イ) a 都道府県知事又は政令指定都市市b 児童相談所、知的障害者更生相認定医又は障害者職業センターによる(ウ) 精神障害者保健福祉手帳ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応で	受験申込日及び受け 「指定医」といき別表に掲げる身 はの機能の障害に で長が交付する療 で所、精神保健福 の知的障害者であ	験日当日において有効 う。)又は産業医による 体障害を有する旨の診断 くは直腸、小腸、ヒト免 ついては、指定医による 育手帳等 祉センター、精神保健指

<就職氷河期世代>

次の全てに該当する者

ア 昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者

イ 令和2年3月31日現在で、次のいずれかの要件に該当する者

(ア) 富山県内に在住

(イ) 東京23区に在住

(ウ) 東京圏 (埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県) ※に在住かつ東京23区に通勤

※下記の地域を除く。

埼玉県: 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町 千葉県: 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御 宿町、鋸南町

東京都:檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青

ケ島村、小笠原村

神奈川県:山北町、真鶴町、清川村

<職務経験者(UIJターン)>

次の全てに該当する者

ア 昭和55年4月2日以降に生まれた者

イ 試験区分ごとに下記の職務経験を有する者(令和2年3月31日現在)

試験区分	職	務	経	験
行 政	富山県外に本社又は本庁の 以上ある者	所在地を置く民間	間企業や公的機関等	における職務経験が5年
工業研究 (電気電子)	富山県外に本社又は本庁の 係の研究、製品開発等の職			における電気電子技術関
農業	富山県外に本社又は本庁の 加工・流通、農業者への指			
林業	富山県外に本社又は本庁の り・林道関係の調査、設計			
総合土木	富山県外に本社又は本庁の 施工管理の職務経験が3年		間企業や公的機関等	における土木関係の設計、
電気	富山県外に本社又は本庁の 設計、施工管理、保守管理			をにおける電気設備関係の

注:民間企業や公的機関等における職務経験には、民間企業の従業員、自営業者、公務員等として、週30時間以上で6か月以上継続して就業した期間が該当する。

ウ 令和2年3月31日現在で富山県外に在住の者

<警察官>

<警察官>				
試験区分	受	験	資	格
男性警察官A 男性警察官A(武道)	昭和60年4月2日以降に 除く。) 若しくはこれに 者又は令和3年3月まで	上準ずると富山県 <i>/</i>	事委員会が認め	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
女性警察官A	昭和60年4月2日以降に 除く。) 若しくはこれに 者又は令和3年3月まで	2準ずると富山県人	、事委員会が認め	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
警察官 A (情報技術)	昭和60年4月2日以降に く。) 若しくはこれに準 又は令和3年3月までに	生ずると富山県人事		
男性警察官B	昭和60年4月2日から平 ただし、学校教育法に基 富山県人事委員会が認め 込みの者を除く。	基づく大学(短期 大	(学を除く。) 若	しくはこれに準ずると
女性警察官B	昭和60年4月2日から平 ただし、学校教育法に基 富山県人事委員会が認め 込みの者を除く。	基づく大学(短期 大	(学を除く。) 若	しくはこれに準ずると

① 令和2年度採用試験実施日程

試験名	公告日	受験申込受付期間	第一次 試験日	第一次試験 合格発表日	最終合格 発表日
上 級	2. 5.13	2. $5.20 \sim 2.6.8$ $2.5.20 \sim 2.6.2$	2. 6.28	2. 7. 7	2. 8.21
中 級	2. 5.13	2. 8. 5 ~ 2. 8.26 **2. 8. 5 ~ 2. 8.21	2. 9.27	2.10. 8	2.11. 5
初級	2. 5.13	2. 8. 5 ~ 2. 8.26 **2. 8. 5 ~ 2. 8.21	2. 9.27	2.10. 8	2. 11. 5
就職氷河期世代	2. 5.13	2. 8. 5 ~ 2. 8.26 **2. 8. 5 ~ 2. 8.21	2. 9.27	2. 10. 8	2. 11. 20
初 級 (障害者対象)	2. 5.13	2. 8. 5 ~ 2. 8.26 **2. 8. 5 ~ 2. 8.21	2.11. 1	2. 11. 20	2. 12. 11
職務経験者(UIJターン)	2. 5.13	2. 9. 1 ~ 2. 9.23	2. 10. 18	2.11. 5	2. 12. 11
男性警察官A (第1回)	2. 5.13	2. 5. 20 ~ 2. 6. 15 **2. 5. 20 ~ 2. 6. 9	2. 7.12	2. 7.27	2. 9. 4
男性警察官 A (武道)	2. 5.13	2. $5.20 \sim 2.6.15$ $2. 5.20 \sim 2.6.9$	2. 7.12	2. 7.27	2. 9. 4
男性警察官A (第2回)	2. 5.13	2. 8. 5 ~ 2. 8.26 **2. 8. 5 ~ 2. 8.21	2. 9.20	2.10. 8	2. 11. 20
女性警察官A (第1回)	2. 5.13	2. $5.20 \sim 2.6.15$ $2. 5.20 \sim 2.6.9$	2. 7.12	2. 7.27	2. 9. 4
女性警察官A (第2回)	2. 5.13	2. 8. 5 ~ 2. 8.26 **2. 8. 5 ~ 2. 8.21	2. 9.20	2.10. 8	2. 11. 20
警察官A (情報技術)	2. 5.13	2. $5.20 \sim 2.6.15$ $2. 5.20 \sim 2.6.9$	2. 7.12	2. 7.27	2. 9. 4
男性警察官B	2. 5.13	2. 8. 5 ~ 2. 8.26 **2. 8. 5 ~ 2. 8.21	2. 9.20	2.10. 8	2. 11. 20
女性警察官B	2. 5.13	2. 8. 5 ~ 2. 8.26 **2. 8. 5 ~ 2. 8.21	2. 9.20	2. 10. 8	2. 11. 20
上 級 (特別募集)	2. 10. 8	2. 10. 23 ~ 2. 11. 6	2. 11. 22	2. 12. 11	2. 1.20

※インターネットで申し込む場合の受付期間

(2) 選考の状況

① 採用選考の実施結果(令和2年度実施分。大学教員及び教員を除く。)

	部局				教育委員会 議会・ 会計				
職種・		知事部局	企業局	警察本部	事務局	県立学校	市町村立 学 校	藏云• 委員会	合計
	部長	1							1
	次長	1			1				2
般	室長	1							1
職員	課長	3		2	17				22
事	課長補佐				5				5
務 系	係長			1					1
	係員	5		2					7
	小計	11		5	23				39
	部長								
_	次長								
般 職	室長								
員	課長	2							2
技術系	課長補佐	2		1					3
系	係長								
	係員			1					1
	小計	4		2					6
	警視			5					5
	警部			5					5
荷欠	警部補			12					12
警察官	巡査部長			5					5
i ii	巡査長			1					1
	巡査								
	小計			28					28
	計	15		35	23				73

注 上の表は、人事委員会が実施した分であり、各任命権者が実施したものは含んでいません。

② 昇任選考の実施結果(令和2年度人事委員会実施分)

職員	部局 昇任後の職層等		知事部	事部。公共已警察本		教育委員会			議会•	
区分			カード 企業局 音祭 / 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部			事務局	県立 学校	市町村 立学校	委員会	合計
	71 12 12	部長	7			1				8
		次長	9						1	10
		室長	9	1		3				13
	事務	課長	34	1	3	4	4		1	47
		課長補佐	29		8	9	12	29	1	88
		係長	36		10	3	1	1		51
_		(小計)	124	2	21	20	17	30	3	217
般職		部長								
員		次長	8							8
		室長	18	1						19
	技術	課長	40	1						41
		課長補佐	77	1	1					79
		係長	67	3			1			71
		(小計)	210	6	1		1			218
		合計	334	8	22	20	18	30	3	435
		部長			8					8
	警	参事官			9					9
	視	課長			10					10
		(小計)			27					27
		次席			16					16
些	警 部	統括実務指導官								
警察官		(小計)			16					16
目 :	警	主任実務指導官			13					13
	部補	係長統括			8					8
		(小計)			21					21
	巡査 部長	実務指導官			24					24
		巡査長			74					74
	合計				162					162

12 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、令和2年11月12日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に 基づき、議会及び知事に対して次のような報告及び勧告を行いました。

なお、報告及び勧告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

(1) 給与の改定

① 月例給

<公民給与の比較>

県職員の給与が民間給与を1人当たり平均0.02%(71円)上回っている。

<月例給の改定>

公民較差が小さいこと、人事院が月例給の改定を見送ったこと等を総合的に勘 案し、月例給を据置き。

(行政職平均給与月額 355,215円 (平均年齢43.2歳))

② 期末・勤勉手当

ア 民間の支給割合 4.44月 (県職員の年間支給月数 4.50月)

イ 支給月数の引下げ 年間月数 4.50月分→ 4.45月分 (期末手当に反映)

(2) 人材の確保・育成

- ① 有為で多様な人材の確保
 - ・ 複雑・高度化する行政課題や、多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、有為で多様な人材が不可欠である。
 - ・ 若年人口の減少や学生の進路選択の早期化が見られる中、インターネットなど 様々な手法を活用しながら、各受験者層に応じた的確な情報提供や県職員の仕事 の魅力をアピールできる機会の充実を図るとともに、時代に対応した職員採用の あり方の検討を行うなど、引き続き、有為で多様な人材の確保に努める必要があ る。
 - ・ UIJターン希望の職務経験者を対象とした採用試験について、令和2年度に 試験区分を拡充し、必要経験年数を短縮して実施した。また、令和2年度から新 たに就職氷河期世代を対象とした採用試験を実施した。これらの試験は、多様な 経験を有し、意欲・能力の高い人材を確保できる有用な方策であることから、引 き続き活用を図り、人材確保に努める必要がある。
 - ・ 障害者を対象とした採用試験については、障害者雇用促進法等の趣旨を踏まえ、 引き続き、合理的配慮に留意し、障害者の採用に努めていく必要がある。
 - ・ 人材確保対策事業として、対面形式での採用説明会や職場訪問に加え、インターネットを活用したセミナーなど、ニーズを踏まえてきめ細かく実施していく。
 - ・ 会計年度任用職員制度については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適切に制度 を運用していく必要がある。

② 女性職員の採用・登用の拡大

- ・ 女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備について、適切に対応していく必要がある。本県では、特定事業主行動計画を策定し、知事部局及び教育委員会において、女性職員の採用割合や管理職、課長補佐級・係長級の職の女性割合について目標値を設定している
- ・ 今後とも、より多くの有為な女性の採用が図られるよう、募集活動を積極的に 展開していく必要がある。
- ・ 引き続き、男女共同参画推進条例の基本理念である「政策又は方針の立案及び 決定への男女の共同参画」の実現に向け、一層の女性職員の管理職への登用や職 域拡大を推進する必要がある。

③ 時代の要請に応じた職員の育成

- ・ 今後とも、時代に対応した人材が育成されるよう、より効果的な研修を実施すべく、新たな研修技法の開発や研修内容・体系の充実を図っていく必要がある。
- ・ 職員が幅広い業務を経験し、良好なキャリア形成を目指すため、各任命権者間 や本庁と出先機関、他県との人事交流や、国・民間企業等への職員派遣を引き続 き推進していく必要がある。

④ 人事評価制度の着実な推進

- ・ 地方公務員法では、人事評価を能力評価と業績評価の両面から行い、任用、給 与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされている。
- ・ 知事部局では、業績評価制度を実施し、その結果を昇給及び勤勉手当に反映するとともに、能力評価も実施している。教育委員会では、「目標達成度による教員評価」を実施している。
- ・ 引き続き、職員の能力向上と意欲向上や効果的・効率的な仕事の進め方に資するよう、能力・実績に基づく人事管理の着実な推進に取り組む必要がある。

(3) 勤務環境の整備

- ① 長時間勤務の改善等
 - ・ 知事部局では、オフィスサポートスタッフの配置やサテライトオフィスの設置、ペーパーレス会議の試行、テレビ会議システムの導入、パソコン使用時間を利用した職員の勤務時間把握の全庁的な試行などの取組みを推進しており、これまで増加傾向にあった一人当たり時間外勤務時間数が、平成30年度から減少に転じた。
 - ・ 教育委員会では、「富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」の策定、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の増員などに取り組んでいる。
 - ・ 一方で、新型コロナウイルス感染症対策など緊急に対応が必要な業務が生じたことから、一部職員については依然として長時間勤務を行っている実態が見受けられ、今後も一層の改善に取り組んでいく必要がある。
 - ・ 本委員会としても、労働基準監督機関として、時間外勤務を命ずることができ

る上限時間等の制度の運用状況や長時間勤務の改善等に向けた取組みの把握に努め、必要な助言や支援を検討・実施していく。

ア 勤務時間の適正な把握

42

・ 勤務時間の管理は、業務改革や長時間勤務の改善を進めていくための基礎と して必要不可欠であるとともに、労働法制上求められる使用者としての責務で あり、勤務時間の適正な把握に努めることが必要である。

イ 任命権者、管理監督者、職員の意識改革

・ 各任命権者において、管理監督者のマネジメント能力の向上を図るとともに、 各管理監督者自らが①時間外勤務の事前命令を徹底するとともに、不要不急の 時間外勤務を命じないこと、②職員の能力、適性、状況や業務への希望などを 把握し、人員や業務を適切に割り振るよう努めること、③率先してワーク・ラ イフ・バランスの実践に努めることなどが重要である。

ウ業務改革等の徹底

- ・ 知事部局においては、RPAを導入しており、引き続きICT、AIの活用 など効果的、効率的な業務の実施方法についても検討していくことが重要であ る。
- ・ 教育委員会においては、校務支援システム等のICTの活用やスクールロイヤーのさらなる活用、学校行事等の精選や内容の見直しなど各学校の実態に応じた業務見直しを進め、教職員の子どもと向き合う時間を確保するとともに、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組むことが必要である。
- ・ 組織全体として、業務の見直し・削減・合理化や外部委託を一層進めるとも に、新型コロナウイルス感染症対策など緊急に対応が必要な業務が生じた場合 には、臨機応変な人員配置、BCP(業務継続計画)の徹底など職員の負担を 軽減することが重要である。

② 仕事と家庭の両立支援の推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍推進の観点等から、性別にかかわりなく両立支援制度が適切に活用されるようにすることの重要性はますます高まっており、職員が育児・介護等を行いながら安心して働き続けることができる職場環境づくりをさらに推進していくことが重要である。
- ③ 柔軟で多様な働き方の実現に向けて
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対応を契機として、社会全体でテレワーク導入に向けた意向が高まっていることも念頭に、柔軟で多様な働き方の実現に向けた取組みを加速させることが必要である。
- ④ 新型コロナウイルス感染症に係る取組み
 - ・ 公務職場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資するよう、 感染症等防疫手当の支給について人事委員会規則の改正等を行い、今後とも、各 任命権者と連携し、必要な対応を行っていく。

(4) 心身の健康づくりの充実等

- ・ ストレスチェック制度については、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止する ため、各任命権者において、その活用・充実に積極的に取り組んでいく必要がある。
- ・ セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについては、改正労働施策総合推進法等の趣旨を踏まえ、防止対策を積極的に推 進するとともに、相談体制の充実などに取り組むことが必要である。

(5) 定年の引上げ

- ・ 令和2年3月に国会に提出された、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法改正案が審議未了で廃案となった一方、地方公務員の定年引上げについて規定する地方公務員法の改正案は継続審議となっている。
- ・ 高齢層職員の培ってきた能力及び経験を活用していくことは不可欠であり、本県 においても国や他の都道府県の動向を注視しながら、職員の定年の引上げについて 検討を進め、適切に対応していく必要がある。

13 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和2年度においては、前年度から繰り越した事案及び新たな措置要求事案はありませんでした。

			左の	内訳	
R2. 3. 31 現在 未処理件数	I R3 3 31 (/)	R2. 4. 1~ R3. 3. 31 の 処理件数	R2.3.31 現在 未処理件数 に係る 処理件数	R2.4.1~ R3.3.31の 措置要求に 係る処理件数	R3. 3. 31 現在 未処理件数
	0 0	0	0	0	0

14 不利益処分に関する審査請求の状況

令和2年度において、不利益処分に関する審査請求の状況は、次の表のとおりです。

					左の	内訳		
		R2. 3. 31 現在 未処理件数	R2.4.1~ R3.3.31 の 審査請求 件数	R2.4.1~ R3.3.31 の 処理件数	R2.3.31 現在 未処理件数 に係る 処理件数	R2.4.1~ R3.3.31の 審査請求に 係る処理件数	R3. 3. 31 現在 未処理件数	
分	降給	_	_	_	_	_	_	
限	降任	-	ı	I	_	_	ı	
処	休職	_	-	_	-	_	_	
分	免職	-	ı	I	_	_	ı	
懲	戒告	_	-	ı	_	_	-	
戒	減給	0	1	0	0	0	1	
処	停職	_	_	_	_	_	_	
分	免職	_	_	_	_	_	_	
そ	の他	_	_	_	_	_	_	
	計		1	0	0	0	1	